

お客様各位

一般財団法人さいたま住宅検査センター  
理事長 福島 克季

## 「手数料改定のお知らせ」

日頃より、当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、昨今の物価や労務賃金の動向などの社会的情勢を踏まえるとともに、建築基準法等の改正を見据え、2025年1月1日引受分から、各業務手数料を改定させていただきます。

今後もより一層の業務品質の確保、並びに迅速・丁寧な対応を心掛け、お客様から選ばれるセンターを目標に役職員一丸となって業務に取り組んでまいります。何卒ご理解賜りますよう、お願いいたします。

### 【主な改定内容】

- 1) 全業務の手数料の見直し（ただし、フラット35については4/1引受分から）
- 2) 確認検査手数料について
  - ①用途毎の分類の見直し
  - ②各種加算項目の見直し（消防同意等）
  - ③軽微な変更説明書の審査手数料設定
  - ④各種届出等について、対象となる届出の追加